

CL2

財経第534号

平成22年2月15日

財団
法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

社
団法人 生命保険協会
経 理 部 会
部会長 梅 原 真

「無形資産に関する論点の整理」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年12月18日に公表されました、標記論点整理に関しまして、別紙のとおり、
当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申
し上げます。

敬白

「無形資産に関する論点の整理」に対する意見について

【論点5-2 償却に関する事項について】

- ・本論点に関し、今後の方向性(第141項)では、「耐用年数は、経営者の意図する使用方法、その他の関連する要因を検討して見積ることが考えられる」としている。
- ・一方で、現状では不合理と認められる事情のない限り、法人税法の規定する普通償却限度額を正規の減価償却費として処理すること(法人税法に定められた耐用年数の適用)も容認されている。(第123項欄外注記)
- ・この法人税法に定められた耐用年数の適用が広く行われ、一般の慣行となっていることや、個別財務諸表への影響(法人税法上の課税所得や、会社法上の分配可能額の算定への影響)を踏まえ、その費用対効果等について慎重にご検討いただきたい。

【論点5-4 償却を行わない無形資産の減損について】

- ・土地の上に存する権利(借地権)については、土地と同様にその使用により減価することがないこと、および賃借期間の更新により借地権が消滅することが極めて稀との考えから、法人税法上、償却を行わない資産とされている。また、第146項に記載のとおり、会計実務上も借地権については償却を行わない会計処理を採用していることが多いと考えられる。
- ・使用による減価がない点など、借地権は、土地そのものと同様の性質を有するものと認められることから、今後、償却を行わない資産として改めて整理された場合でも、土地の取扱いと整合的となる「減損の兆候を認識した時点で減損の適用を検討する」との対応を継続すべきものとする。
- ・また、無形資産の占める割合が低い(重要性がない)資産グループについては、当該無形資産が償却を行わないものである場合でも、その影響から、当該資産グループ全体に対して「減損の必要性を通常よりも高い頻度で検討すること」の必然性には欠けるものと考えられるため、通常どおり「減損の兆候を認識した時点で減損の適用を検討する」との対応となるようご検討いただきたい。

【論点3】取得形態と無形資産の認識

- ・【論点3】では、無形資産を認識するための定義や認識要件の充足がどのように判断されるのかを、個別買入れによる取得、企業結合による取得、自己創設による取得に分けて検討しているが、会社更生法施行規則第1条第3項に基づき、更生会社の貸借対照表に計上が認められているのれんについては、本論点整理の対象外とされている企業結合によるのれん(第147項)と同様の扱いとして整理されていることを確認したい。
- ・当該のれんについては、形式的には個別買入れによる取得もしくは企業結合による取得には該当せず、したがって自己創設による取得に区分される可能性があると考えるが、日本公認会計士協会から公表されている経営研究調査会研究報告第31号「財産評定等に関するQ&Aと事例分析」質問73において、企業結合会計基準のパーチェス法におけるのれんとの比較がなされており、ここでは、「…パーチェス法では買収時の取得原価を基にのれんが算定されるが、更生会社の場合は事業全体の価値を基に算定する点において異なっている。ただし、買収時の取得原価も基本的には企業価値から導かれたものであり、本質的には両者に差異はないといえる。」とされている。以上より、実質的に「企業結合によるのれん」に該当し同様の取扱いとすべきものとする。

- ・また、経営研究調査会研究報告第23号「財産の価額の評定等に関するガイドライン(中間報告)」第41項において、「通常、事業全体の価値が更生会社の個別の有形資産及び識別可能無形資産等の時価による資産総額を上回った場合に認識されるが、有形資産及び識別可能無形資産に帰属させることができない」とされ、第174項において、「財産評定結果を反映した認可前基準日貸借対照表の資産総額から共益債権に分類される運転負債を控除した額を事業全体の価値が超過する場合、当該超過額はのれんとして認識される」とされている。このように、当該のれんは事業全体の価値に基づく識別可能ではない資産であると考えられることから、引続きのれんとして認識されるものとする。

以上